令和８年度　年末年始の海上交通輸送に関する安全総点検実施計画

令和８年９月３０日
海　　事　　局

「令和８年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（令和８年９月８日付、国土交通省）に基づき、年末年始に海上輸送に旅客等が集中することに鑑み、事業者自らが輸送に関する安全確保の状況を改めて点検する取組（自主点検）を推進すること等を通じて、海上輸送の安全性の向上及び全ての関係者における安全意識の高揚を図るとともに、不審者等対策並びに新型インフルエンザ等感染症対策を着実に実施されるようにするため、年末年始の海上交通輸送に関する安全総点検を次のとおり実施する。

１．期間

令和８年１２月１０日（木）から令和９年１月１０日（日）まで
（期間中に運航していない事業者については、夏季など当該事業者が運航している他の適当な時期に総点検を実施することとする。）

２．重点点検事項及び点検事項

（１）モード横断的な重点点検事項

今年度の総点検において特に留意すべき事項は、以下のとおり。

①　安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況

②　自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

③　サイバー空間を含むテロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

④　新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

（２）点検事項

上記（１）を踏まえ策定した次の海上交通関係における重点点検事項（自主点検表及び現地確認表内において「重点点検事項」と記する。）のほか、各自主点検表及び現地確認表に定めるとおりとする。

①　法令及び安全管理規程（特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者又は運航管理者の選任に関する事項、気象・海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況

② 安全に関する設備（旅客船ターミナル等も含む）の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）

③ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況及び通信設備・通信環境の確認

④ 不審者・不審物発見時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

⑤ 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

（３） 自主点検表及び現地確認表

自主点検表及び現地確認表の対象とする区分は、下表のとおりである。事業者が行う自主点検は自主点検表を使用し、地方運輸局等が行う現地確認は現地確認表を使用する。

自主点検表は、地方運輸局等において、地域特性等の事情を考慮し必要であると判断する場合には、変更して差し支えない。特に管内で見られる不適切な事例や運輸安全マネジメント評価時に把握した各事業者の課題がある場合には、事業者がそれらを重点的・効果的に確認・改善できるよう、それらの事例等を例示するなど、より具体的で取り組みやすい点検事項に変更されたい。

なお、自主点検表に係る不適切な事例を別添のとおり示すので、自主点検表とともに事業者に配布されたい。

区　　分		自主点検表	現地確認表
内航旅客船※１		別紙１－１	別紙１－２
①	一般不定期航路事業のみに用いる船舶	別紙１①－１	別紙１①－２
②	貨客定期航路事業のみに用いる船舶	別紙１②－１	別紙１②－２
内航貨物船※２		別紙２－１	別紙２－２
外航旅客船※３		別紙３－１	別紙３－２
一般旅客定期航路事業者及び不定期航路事業者でバリアフリー対象船のみ		別紙４－１	別紙４－２

※１　一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業及び貨客定期航路事業に用いる船舶

　なお、内航旅客船のうち、①又は②の区分に該当する船舶については、それぞれの自主点検表及び現地確認表を用いること

※２　内航海運業に用いる船舶（届出事業を除く）

※３　国際航海に従事する船舶であって旅客定員を有するもの

３．実施細目の策定

　地方運輸局等は、総点検の実施に当たり、本実施計画に基づき、各地方の実情を勘案して実施細目を定めるものとする。

４．事業者への自主点検の指導

　地方運輸局等は、事業者に対して、自主点検表（地方運輸局等において変更を行った場合は、当該変更を行ったもの）を示して、上記１の期間中に自主点検を実施した上で、自主点検結果を記録として保存するように指導すること。地方運輸局等が自主点検の実施等を指導する事業者は、法令により安全管理規程の作成が必要とされる事業者とする。

　指導の際、以下の対応を行うことにより、各事業者への自主点検の実施の働きかけ、本取組の周知や理解の醸成に努め、海上輸送関係における自主点検実施率の向上を図ることとする。

（１）　地域の海上輸送事業者が加盟する事業者団体を通じること等により、本取組の趣旨・内容の説明、自主点検の実施の促進等を効率的に実施する。

（２）　各事業者へ次のことについて伝達する。

①　総点検に当たっては、現場のみに任せることなく、総点検最高責任者を選任する等、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下で本社を含めた全体的な点検を実施することとし、可能であれば事前にこのための計画を定めること。

②　総点検において明らかとなった改善すべき事項等については、その改善に厳正な態度で臨み、早期に適切な措置を行うこと。

③　「自主点検」は、安全確保維持の観点から意義があることを事業者によく周知するとともに、自主点検の結果をホームページ等に掲載するよう依頼する。

５．地方運輸局等による事業者の自主点検状況の現地確認等

（１）　地方運輸局等による事業者の自主点検状況の現地確認等

年末年始における旅客輸送の安全の確保が特に重要であることから、旅客輸送を行う旅客船事業者（特に、過去５年間に事故・違反のあった旅客船事業者）に対して重点的に現地確認又はリモート（電話、web 会議、メール等をいう。以下同じ。）による確認を（以下「現地確認等」という。）実施することとする。

（２）　事業者の本社、船舶等を訪問すること等により事業者の全体的な総点検の実施状況を把握するものとする。

（３）　例えば、フェリーなど停泊時間が短い船舶における現地確認等を実施する場合は事前に事業者が記入した自主点検表を入手して実施する等、効率的な確認の実施に努めること。

（４）　地方運輸局等による現地確認等を実施した場合には、実施した職員名、実施日時、実施場所及び対象事業者を記載した文書を作成し、実施記録として確実に保管すること。なお、確認の結果「指摘・助言」事項がある場合には、これらを記載した文書もあわせて保管すること。

（５）　管区海上保安本部等関係機関と十分に連絡を取り合い、関係機関が現地確認等を行う場合には共同でこれを実施する等、事業者負担の軽減を図ること。

（６）　自主点検表において、「いいえ」との回答がある事業者については、必要に応じて、運航労務監理官による監査を行うこととし、関係法令に違反していることが判明した場合は、行政処分又は行政指導を行うこと。

（７）　事業者から提出のあった自主点検表については、当該事業者に対する監査を行う際の参考とすること。

６．本省による事業者の自主点検状況の現地確認

本省海事局は、必要に応じ各地方運輸局等と事業者や当該事業者に実施を促す自主点検項目について調整の上、自主点検の実施状況を現地確認する。

なお、この場合については上記５を準用するほか、当該事業者を管轄する地方運輸局等は事前に事業者が記入した自主点検表を入手し、本省海事局に提出すること。

７．本省への報告

地方運輸局等は、別紙４により本省海事局安全政策課長、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官あてに令和９年２月２６日（金）までに報告すること。